

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成26年2月20日
【会社名】	KYCOMホールディングス株式会社
【英訳名】	KYCOM HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 勇雄
【本店の所在の場所】	福井県福井市月見五丁目4番4号
【電話番号】	0776-34-3512(代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 吉村 仁博
【最寄りの連絡場所】	福井県福井市月見五丁目4番4号
【電話番号】	0776-34-3512(代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 吉村 仁博
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成26年2月20日開催の取締役会において、当社を存続会社として当社の完全子会社であるKYCOM株式会社を消滅会社とする吸収合併を行う決議をし、同日付で合併契約書を締結したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	KYCOM株式会社
本店の所在地	東京都千代田区神田須田町一丁目2番地7
代表者の氏名	代表取締役社長 村井 幸夫
資本金の額	200百万円
純資産の額	541百万円
総資産の額	1,363百万円
事業の内容	有価証券の保有、売買、投資並びに運用。経営指導および業務受託。資産運用および管理に関わるコンサルティング。

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高(百万円)	1,440	1,548	1,577
営業利益(百万円)	21	65	68
経常利益(百万円)	3	53	67
当期純利益(百万円)	21	47	51

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
KYCOMホールディングス株式会社	100.00%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は消滅会社の議決権を100%保有しております。
人的関係	当社役員による消滅会社の役員兼任等の関係があります。
取引関係	当社は消滅会社との間にサービス等の取引関係があります。

### (2) 当該吸収合併の目的

当社グループの一層の強化へ向け、100%子会社であるKYCOM株式会社を吸収合併することで、経営の効率化、重複する間接部門を含めた一貫した損益、資産、キャッシュフロー管理体制を構築し、さらなる費用削減及び付加価値の向上を図ることいたしました。

### (3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併とし、KYCOM株式会社は解散いたします。

吸収合併に係る割当ての内容

当社はKYCOM株式会社の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際して、当社の株式その他の財産等の割当ては行いません。

その他の吸収合併契約の内容

平成26年2月20日に締結した吸収合併契約の内容は、後記のとおりです。

### (4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

本合併に際して新株式の発行、割り当ては行わないため、該当事項はありません。

- (5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	KYCOMホールディングス株式会社
本店の所在地	福井県福井市月見五丁目4番4号
代表者の氏名	代表取締役社長 小林 勇雄
資本金の額	1,612百万円
純資産の額	現時点では確定していない。
総資産の額	現時点では確定していない。
事業の内容	有価証券の保有、売買、投資ならびに運用業務。資産運用および管理に関わるコンサルティング。経営指導および業務受託。 他
サ	

(以下、吸収合併契約の内容)

### 合併契約書

KYCOMホールディングス株式会社(住所:福井県福井市月見五丁目4番4号。以下「甲」という。)とKYCOM株式会社(住所:東京都千代田区神田須田町一丁目2番地7。以下「乙」という。)との間で、両会社を合併するため、以下のとおり契約を締結する。

- 第1条 甲と乙は合併し、甲は存続し乙は解散するものとする。
- 第2条 甲・乙の合併の効力発生日(以下「合併効力発生日」という。)は平成26年4月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲・乙協議のうえ、これを変更することができる。
- 第3条 甲は合併による新株式の発行および資本金の増加を行わない。
- 第4条 甲は会社法第796条第3項の規定により、乙は会社法第784条第1項の規定により、株主総会の承認を得ないで合併を行う。
- 第5条 乙はその作成に係る平成25年3月31日現在の貸借対照表を基礎とし、これに合併効力発生日に至るまでの増減を加除した、一切の資産、負債および権利義務を合併効力発生日において甲に引継ぎ、甲はこれを承継するものとする。
- 第6条 乙は本契約締結後、その所有に係る一切の資産及び権利の保全に関して最善の注意を払い、資産及び権利の処分、新たな義務の負担またはその他の重要事項については、あらかじめ甲と協議し、その同意を得たうえでこれを実行しなければならない。
- 第7条 甲は合併に際し、新たな取締役および監査役の選任は行わない。
- 第8条 甲は合併効力発生日に、乙の全従業員を引継ぐものとする。
- 第9条 合併効力発生日後における乙の解散に要する費用は、すべて甲の負担とする。
- 第10条 この契約書に規定するもののほか、合併に関して協議すべき事項が生じた場合においては、合併契約に影響を及ぼさない限り、甲・乙協議のうえ、これを定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成26年2月20日

福井県福井市月見五丁目4番4号  
(甲) KYCOMホールディングス株式会社  
代表取締役社長 小林 勇雄

東京都千代田区神田須田町一丁目2番地7  
(乙) KYCOM株式会社  
代表取締役社長 村井 幸夫

以上